



大川信用金庫の現況
ディスクロージャー
2026

地域とともに歩む コミュニティーバンクであるために…



Disclosure

Ohkawa Shinkin Bank



大川市イメージキャラクター「モッカくん」「モクミちゃん」

おおかわしんきん地域サポートプラザ

~Link Terrace~
りんく♥てらす
SINCE 2026

2026年6月15日オープン



大川信用金庫 本店



シンボルマークの意味するものは大川信用金庫の基盤である一つの円（コミュニティ）をベースとして、勢い良く伸びて行く力強いラインが更に大きな円を形作り、基盤を拡大していることを意味しており、地域と共に繁栄し発展することを願う当金庫の意欲をシンボライズしたものであります。

[名称] 大川信用金庫
[本店所在地] 〒831-0004 福岡県大川市大字榎津305番地1
[創立] 1951年（昭和26年）5月7日
[会員] 10,220名
[出資金] 2億27百万円
[役員数] 132名
[店舗] 11店舗

[営業地域] 福岡県一円
佐賀県
佐賀市、鳥栖市、神埼市、神埼郡、三養基郡
(2026年3月31日現在)

C O N T E N T S

ごあいさつ	1
経営理念・基本方針	2
金庫の主要な事業の内容	3
大川信用金庫のあゆみ	4
機構組織図	6
内部管理態勢の構築	7
地域金融円滑化態勢の構築	8
リスク管理	9
コンプライアンス管理	12
金融ADR制度への対応	20
2025年度の業績	22
総代会について	24
地域貢献ディスクロージャー（この街と生きていく）	28
営業のご案内	42

「2026資料編」のご案内

財務状況等のより詳細な情報については、「2026資料編」を作成しています。「2026資料編」は、当金庫ホームページにてご覧いただけます。

大川信用金庫

検索



ごあいさつ

皆様には、平素より大川信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も当金庫の業務内容、活動状況をより一層ご理解いただけるようディスクロージャー誌『大川信用金庫の現況2026』を作成致しました。ご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、近年におけるわが国の経済は、コロナ禍から脱し、雇用・所得環境の改善が続く、大企業の収益が高水準で推移する中、内需の柱である個人消費や設備投資が増加傾向で推移するなど、緩やかな回復が続いております。しかしながら、米国の関税対策や首相発言に端を発した中国政府による外交的圧力、世界情勢の動向など不確実なリスクを抱えており、これらの影響は十分に見通すことができないため、引き続き注視していく必要があります。



こうした状況の中、円安水準の長期化により原油・原材料等の輸入物価が上昇し国内物価を押し上げる状況が続いており、中小企業等にあつては原油・原材料等コストの上昇を適正に価格転嫁できず、結果としてコストの上昇が収益を圧迫する結果となっています。また、欧米における高い金利水準の継続により、国内金利も上昇する傾向にあり、金利上昇が信用金庫経営に与える影響については、情報の収集・分析を行い、適時適切な対策を講じていく必要があります。加えて、景気回復の長期化や少子高齢化もあり企業の人手不足感が大きく高まっており、安定的な経営を維持するためには、技術革新や人材投資等によって生産性を大幅に向上させ、限られた人材の効果的な活躍を促すことが重要となっております。

そのような環境下、資産の主要勘定である貸出金は、緩やかな景気回復による資金需要や個人消費の増加等により平残ベースで対前期比2,120百万円増加の64,307百万円となりました。一方、負債の主要勘定である預金積金は、キャンペーン実施により定期預金は増加したものの、要払性預金や定期積金の減少等により、平残ベースで427百万円減少の161,146百万円となり、総資産においても、平残ベースで548百万円減少の174,926百万円となりました。

収益面においては、貸出金が平残ベースで2,120百万円増加したことに加え政策金利の引上げ等もあり、貸出金利息は104百万円の増加、預け金利息は128百万円の増加、有価証券利息配当金は121百万円の増加となり、資金運用収益は356百万円の増益となりました。資金調達費用においては、金利上昇に伴い預金利息が176百万円の増加となっており、費用面につきましては、人件費の見直し、およびシステム更改や設備の営繕、物価高騰もあったものの、経費全体で10百万円の増加に留めたことで、コア業務純益は対前期比166百万円増益の628百万円となりましたが、金利上昇による債券ロスカットが226百万円増加したこと等により、当期純利益は対前期比37百万円増益の263百万円となりました。

今後も地域の経済状況は、資源や物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境が続くことが予想されます。また、少子高齢化等の人口構造の変化を背景とした取引先企業や人口の減少が続くなかで、当金庫の状況は、他の金融機関との競争激化等により、更に厳しい収益環境になっていくと予想されます。このような環境の下、これまでの行動指針「スピード」・「スマイル」・「プラスワン」のSSPに加え、スローガンである「サポート」「コミュニティ」「チャレンジ」のSCCによる「常にお客さま・地域を支え」「地域の中で一番の地域金融機関として」「新しい未来へ繋がるために挑戦する」信用金庫を目指していきます。また、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客様、そして地域が抱える課題解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献するとともに、業界総合力を更に発揮し、地域社会に期待され、信頼される金庫を目指してまいりますので、更なるご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 箴島 浩



経営理念・基本方針

経営理念



当金庫は相互扶助の精神のもとに協同組織金融機関としての社会的役割を全うすべく業務に邁進してきた結果、地域社会の発展に貢献すると共に、信用というかけがえのない財産を築くことができたものと信じています。

長期的に発展していくためには、信用金庫経営の原点に立ち返って、会員の皆様からの支持と信頼関係を確立し、地域社会との共存共栄を図る必要があると考えています。

当金庫は地域に密着した金融機関として、当金庫が築いてきた情報・企画力を基に、真にお客様の立場に立った「お客様本位」のサービスを提供し、より高い顧客満足度の実現を目指しています。

基本方針

1

自己資本の充実、各種リスク管理の徹底及び経営全般にわたる効率化、合理化に努め、強固な経営体質を構築します。

2

地域社会への参画、地元中小企業への支援、地域社会への貢献を通じ豊かな地域社会づくりを目指します。

3

新時代を志向して柔軟な発想と豊かな人間性を開発育成することにより、高いモラルと誠意をもって、地域社会の要望に応えるために質の高い金融サービスの提供に努めます。

金融活動を通じて、中小企業の発展及び地域の皆様の豊かな暮らしに寄与することを経営目標としています。この目標を完遂するために、当金庫は金融業務の公共性に鑑み、信用の維持とサービスの実践に万全を期すことを基本方針としています。

地域金融機関としての使命を認識し、地域性と公共性に立脚し、自己責任原則を踏まえた健全な経営を基本におき、金庫経営を展開しています。

金庫の主要な事業の内容

業務の種類

1. 預金及び定期積金の受入れ
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
2. 資金の貸付け及び手形の割引
(1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
(2) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形等の割引を取り扱っております。
3. 為替取引
(1) 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
(2) 外国為替業務
輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
(1) 債務の保証又は手形の引受け
(2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
(6) 短期社債等の取得又は譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社 日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人情報処理推進機構
独立行政法人農林漁業信用基金
年金積立金管理運用独立行政法人
一般社団法人しんきん保証基金
一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
一般財団法人建設業振興基金
西日本建設業保証株式会社
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人労働者健康安全機構
- (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
- (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り及び貸金庫業務
- (11) 振替業
- (12) 両替
- (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（14）においても同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (14) 金融等デリバティブ取引（（5）及び（13）に掲げる業務に該当するものを除く。）
- (15) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務
（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
(1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
(2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
(4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録に係る業務